（区分）

第三条　消防用結合金具（大量送水用差込式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具、大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

［表略］

（材質）

第五条　消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｚ　二二四一で定める方法により採取した四号試験片（つめばねにあっては五号試験片とする。）を用いてＪＩＳ　Ｚ　二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材料
差し金具 受け金具	ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管） ＪＩＳ　Ｈ　四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）
押し輪 しめ輪 装着部	ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（銅及び銅合金鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（銅合金連続鋳造鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五二〇二（アルミニウム合金鋳物）
つめ	ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（銅及び銅合金鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（銅合金連続鋳造鋳物）
つめばね	ＪＩＳ　Ｇ　四三一三（ばね用ステンレス鋼帯） ＪＩＳ　Ｇ　四三一四（ばね用ステンレス鋼線） ＪＩＳ　Ｈ　三一一〇（りん青銅及び洋白の板及び条） ＪＩＳ　Ｈ　三一三〇（ばね用のベリリウム銅、チタン銅、りん青銅、ニッケル―すず銅及び洋白の板及び条）
しめ輪の抜け止め部品	ＪＩＳ　Ｇ　四三〇八（ステンレス鋼線材） ＪＩＳ　Ｈ　三二六〇（銅及び銅合金の線） ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管） ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（銅及び銅合金鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（銅合金連続鋳造鋳物）

2　消防用結合金具に用いるパッキンの材料は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。

項目	測定方法	範囲
［略］	［略］	［略］

（区分）

第三条　消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

［同上］

（材質）

第五条　消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｚ　二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめバネにあっては五号試験片とする。）を用いてＪＩＳ　Ｚ　二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材料
差し金具 受け金具	ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管） ＪＩＳ　Ｈ　四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）
押し輪 しめ輪 装着部	ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五二〇二（アルミニウム合金鋳物）
つめ	ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（青銅鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（青銅連続鋳物）
つめばね	ＪＩＳ　Ｇ　四三一三（ばね用ステンレス鋼帯） ＪＩＳ　Ｇ　四三一四（ばね用ステンレス鋼線） ＪＩＳ　Ｈ　三一一〇（リン青銅及び洋白の板並びに条） ＪＩＳ　Ｈ　三一三〇（ばね用ベリリウム銅、リン青銅及び洋白の板並びに条）
しめ輪の抜け止め部品	ＪＩＳ　Ｇ　四三〇八（ステンレス鋼線材） ＪＩＳ　Ｈ　三二六〇（銅及び銅合金の線） ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管） ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇（青銅鋳物） ＪＩＳ　Ｈ　五一二一（青銅連続鋳物）

2　［同上］

項目	測定方法	範囲
［同上］	［同上］	［同上］